

回 答 書

兵庫県キャッシュレス端末導入委託業務にかかる公募型プロポーザルについて

【質問事項】

番号	該当資料名・頁	質問事項	回答
1	全体	中止となった前回（R6. 8. 23 募集分）と今回再公告での変更点は、①募集要項の「3 提案参加者の資格に関する事項」(5) エが追加と、②設置拠点と台数が減少になった点で相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、設置拠点と台数の変更に伴い、事業費（委託上限額）及び別表2「手数料等収納額（令和3年度実績）」の合計値が変更となっています。
2	募集要項 2プロポーザルの概要(3)	委託期間が契約締結日から令和6年12月27日までとありますが、各キャッシュレスブランドを新規でお申込みの場合、通常だとクレジットや電子マネーで1～1.5か月、QR決済で3～3.5か月の審査期間を要します。プロポーザルの結果通知（11月上旬予定）から逆算してもご指定の契約期間までにサービスイン出来ない可能性が高いのですが、サービスインが遅れることを考慮いただけるのでしょうか。	指定期日より遅い開始日の提案は妨げませんが、条件を満たしている応募者と比較して評点が低くなる可能性があることをご承知おきください。 また、企画提案書の決済手段の項目に利用開始時期の目処を明記してください。
3	募集要項 3提案参加者の資格に関する事項 (4)ア	参加に伴い入札参加資格は必須でしょうか。	「一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者」に該当しないことは要件としていますが、入札参加資格者名簿への登録は求めています。

4	募集要項 3 提案参加者の資格に関する事項 (5)エ	(5) 複数の事業者による共同提案を行う場合、次の要件を満たすこと。エ 構成事業者全てが、単独又は他の共同提案の構成事業者として、本委託業務の調達に参加していないこと。 上記の記載がございますが、POS 部分については自社で POS サービスを提供していないため、弊社決済端末上で利用できるまたは連携できる事業者をご提案しますが、POS に関わる部分は承諾願いをもって POS 事業者と直接契約をお願いすることができるとい認識でよろしかったでしょうか。	直接契約を承諾するといった手続きはありませんので、直接契約が必要であれば共同提案の構成事業者として応募してください。
5	募集要項 7 当選者の選考、決定及び通知の方法(1)	評価基準や配点の事前公開はされないのでしょうか。	公表は予定していません。 なお、募集要項別紙「応募図書の形式及び内容について」の2「(2)企画提案書の内容」に記載の項目をそれぞれ評価し、内容点を算出します。この他、価格は価格点として別途配点します。
6	募集要項 7 当選者の選考、決定及び通知の方法(1)ウ	プレゼンテーションは 11 月上旬実施予定とのことですが何日頃を予定されておりますでしょうか。	令和6年11月5日(火)～6日(水)を予定していますが、時間、場所等の詳細は応募者に対し別途通知します。
7	募集要項 7 当選者の選考、決定及び通知の方法(2)	プレゼンテーション審査について機器の手配が間に合えば、実機デモをさせていただきたいのですが許諾いただくことは可能でしょうか？	可能ですが、インターネット環境や電源(延長コード)等の必要機器は応募者でご準備ください。
8	募集要項	実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係	提案仕様書9に記載のとおり、検査を実施すること

	8 契約の締結 (3)	帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等) を業務終了後 5 年間保存すること。と記載がございますが、貴庁と締結する契約書類を保存するという認識でよろしいでしょうか？	がありますので、法令を遵守して委託業務を行い、費用を適正に執行したことが確認出来る書類を 5 年間保存してください。また、会計検査院の検査を受検する場合があります。
9	募集要項 8 契約の締結 (5)	契約実績がある場合には保証金は免除されますか。	兵庫県財務規則その他関係規定に基づき判断しますので、契約実績があることのみをもって免除は行いません。 なお、詳細な条件及び必要な手続きは当選者に対してお示しします。
10	募集要項 8 契約の締結 (5)	契約保証金の納付が必須の場合、返還はいつでしょうか。	初期導入費用は業務の履行確認後に返還します。 運用サポート費用 (月額利用料等) 及び指定納付受託業務は契約期間満了後最終の業務履行確認後に全額返還します。
11	募集要項 別紙 1 応募図書 の提出物一覧	この度のプロポーザルにおける全ての窓口を神戸所在の営業所にて行いたい場合、印鑑等を含め委任状等の対応は必要となりますでしょうか？	神戸所在の営業所で契約を希望されるのであれば、委任状は不要です。 なお、契約権限を持つ者からプロポーザルの手続きのみを委任されて行う場合は委任状が必要です。 (委任状以外の書類は押印不要です。)
12	募集要項 別紙 2 企画提案 書(1)イ	表紙及び目次を除くと記載がございますが、1 ページ目から説明資料を作成という認識でよろしいでしょうか？	表紙と目次には、通し番号 (ページ番号) は不要という趣旨です。
13	募集要項 別紙 6 添付書類	本提出書類は共同提案の場合、全ての事業者の書類を代表事業者が提出する認識でよろしかったでしょうか。	募集要項別紙「応募図書の形式及び内容について」の「6 添付書類」に記載のとおり、共同提案を行う場合は、(1)～(4)の書類は構成事業者ごとに、(5)

			は代表事業者が全ての構成事業者の情報をまとめて作成し、代表事業者が全ての書類をとりまとめて提出してください。
14	募集要項 別紙 6 添付書類 (2)、(3)	4 応募手続(3)応募函書の受付 ア 受付方法に応募 函書の提出はメールにて提出と記載がございます が、法人登記簿謄本・納税証明書は原本提出（別途 郵送もしくは持参）が必要でしょうか？	原本の提出は不要です。全て PDF 等の画像データに 変換して電子ファイルで提出してください。
15	提案仕様書 3 契約期間	項番 3. 契約期間に記載の保守業務期間について 試行導入中の端末は対象外という認識で問題ござ いませんでしょうか	お見込みのとおりです。
16	提案仕様書 5 委託金額	決裁端末の買取での導入を想定していますか。もし くはリース、レンタルなどでの別の方法での導入も 想定していますか。	買取りを想定して仕様を作成しています。
17	提案仕様書 6 業務内容(1)	兵庫県様で想定されている最低限の機器構成はど のようなものでしょうか。 仕様書に記載のある機器は決済端末、レシートプリン タ、キャッシュドロア、バーコード読み取り用の スキャナとお見受けしております。	当プロポーザルは民間事業者等の知識やノウハウ 等を活用するため、企画提案を募集し、“受託事業 者の選定”を行う手続きです。構成機器や機種は各 事業者により異なるため指定していません。原則と して仕様条件を全て満たす構成機器、機種を提案し てください。 (キャッシュレス決済読取り部、レシートプリン タ、バーコード読取り部が本体と一体になっている 機種も存在しますので、最低限の構成機器をお示し することもできかねます。)
18	提案仕様書	キャッシュレス決済データとの連携機能を有する	質問で例示されているような事例の他、集計作業等

	6 業務内容 (1) No. 2	こと。と記載がございますが、POS で操作した金額がキャッシュレス決済端末に自動連動するという理解で問題ございませんでしょうか？	においても、データが連動しており、決済端末、POS システムそれぞれに操作する必要がないことが望ましいです。
19	提案仕様書 6 業務内容 (1) No. 2	POS システム集計データが 8 年間保管できること。と記載がございますが、システムから CSV または PDF で出力の上、保管する想定で問題ございませんでしょうか？	問題ありません。 また、POS システムから出力できる期間に制約がある場合は、県から事業者への求めに対し、バックアップデータ等を参照できる形式で提供いただければ可能としています。(ただし、2 年間はシステム上から出力できることを求めています。)
20	提案仕様書 6 業務内容 (1) No. 2	会計課は全ての収納窓口の公金収納情報を、各部総務担当課は当該部局の所管課及び地方機関の収納窓口の公金収納情報を、端末設置所属は自所属の収納窓口の公金収納情報を、それぞれ付与されたアカウントによりオンラインで容易に集計、分析管理できる機能を有し、管理権限をアカウント毎に設定できること。と記載がございますが、アカウントの管理権限については全体もしくは、拠点別の 2 パターンとなりますが容認いただけますでしょうか？(複数拠点をまとめたアカウントの付与は難しいです)	提案は妨げませんが、条件を満たしている応募者と比較して評点が低くなる可能性があることをご承知おきください。 また、企画提案書の POS システムの項目に管理権限が 2 パターンになる旨明記してください。
21	提案仕様書 6 業務内容 (1) No. 2	分析管理できる機能とはどのような機能を想定されておりますでしょうか。	決済手数料算出、調定(歳入)の根拠資料、日計、月計等現金出納簿の補助資料、入館者数の集計等にも使用することを想定しています。
22	提案仕様書 6 業務内容 (1)	「集計されたデータは、区分別に集計が可能であって、CSV 形式などのデータで随時にダウンロードす	可能です。 データの集計、財務会計システムとの連携等を検討

	No. 2	ることが可能であること。また、紙でも出力して確認できることが望ましい。」とございますが集計データを PDF など出力する機能を想定されておりますでしょうか。CSV で出力したデータを加工して印刷する手法は提案可能ですか	しているため、CSV 形式の方が望ましいです。
23	提案仕様書 6 業務内容 (1) No. 2	手続きマスタに県が指定する歳入科目コード（4桁）を登録できること。所属コード（6桁）、所属名、決済日時、伝票番号、手続きコード、手続き名、数量、単価、合計金額、支払種別、決済ブランド、科目コードが抽出できること。と記載がございますが、歳入科目コード・所属コード・手続きコード・目コードとはそれぞれどのようなコードでしょうか？具体的なコード一覧がございましたら情報開示いただけませんか？	歳入科目コードは数字4桁、所属コードは数字6桁でいずれも県のコードです。 手続きコードはいわゆる商品コードのことであり、各事業者により仕様が異なると考えられますが、手続き（商品）のマスタに手続きごとにコードが付与されることを求めています。 「科目コード」は歳入科目コードを指しています。 どの所属にどの手続きを登録するかは、庁内で調整中ですので、詳細は契約後にお示しします。
24	提案仕様書 6 業務内容 (1) No. 2	歳入科目コード(4桁)、所属コード(6桁)は1つの手数料と一緒に登録することは可能ですか。 例. 0123(歳入科目コード) 456789(所属コード) 登録コード：0123456789(歳入科目+所属コード)	マスタ管理が煩雑になると考えられるため、別々に登録できる方が望ましいです。
25	提案仕様書 6 業務内容 (1) No. 2	バーコードの読取りにより該当手続きを自動で選択する機能と記載がございますが、公共料金バーコード（GS1-128）という認識で問題ございませんでしょうか？ また、その場合はバーコードの仕様書を情報開示いただけますでしょうか？	公共料金バーコードの使用予定はありません。 マスタに登録した手続き（商品）ごとに、POS システムからバーコードが生成されることを想定しています。 生成する機能がない場合は、エクセル等の汎用的なソフトで作成することを考えていますので、一般的

			なバーコードが読み取れる仕様としてください。
26	提案仕様書 6 業務内容 (1) No.2	“・納付者用のレシートの他に県側の控えを発行し、納付者用のレシート、県側の控え及び決済情報（データ）に同一の番号（伝票番号等）を付与することにより、納付者と決済情報のひも付けができること。”とありますが、決済情報とはキャッシュレス決済時の決済控えを指すものでしょうか。それとも現金キャッシュレス問わず、納付者と県側の会計情報をレシートの伝票番号などで紐づけを行うこと、という意味でしょうか。	当該仕様条件に関しては、POS システムについて記載していますので、レシートの伝票番号等でひも付けることを想定しています。
27	提案仕様書 6 業務内容 (1) No.6 サ	試行導入を行っている 6 箇所と記載がございますが、具体的にはどちらになりますでしょうか？	提案仕様書別表 1 「設置箇所及び台数」No 1、3、7、10、18、19 です。（※1 記載のとおり）
28	提案仕様書 6 業務内容 (1)	ISMS もしくはそれに準拠するセキュリティ対応がされていなくとも参加可能でしょうか。	提案仕様書 6 (1) (P6) のとおり PCI DSS への準拠及び提案仕様書 12 別添の「兵庫県情報セキュリティ対策指針」の遵守を求めています。
29	提案仕様書 13 業務上の留意点 (1) 業務受託責任者	業務受託責任者に「必要な電算処理システム等の状況に精通し」とありますが、電算処理システムとは提案する自社のシステムのことでしょうか、若しくは県で現在運用されているシステムや他社などの別のシステムのことでしょうか。	最低限、自社のシステム及びそのインターネット接続に関する設定や環境等に精通していることを求めています。また、共同提案の場合は共同提案者の業務も含めた全体像を把握していることを求めます。 広く業界全体のこと知識を有し、本県導入に際して適切なアドバイスができればなお望ましいです。

30	提案仕様書 別表 1 設置箇所及び台数	前回の公告時に端末の設置場所に含まれていた兵庫県保健医療部医務課監察医務室は再公告分の設置拠点から削除されておりますが、可能であれば変更となった理由をお示しいただければと存じます。	ネットワークの設備が異なるため、本調達の仕様では導入できないことが判明し、仕様を見直す必要があることから除外しました。
31	提案仕様書 別表 2 手数料等収納額	初年度～5年後までのキャッシュレス決済の割合は何割と考えられていますでしょうか。	経済産業省が発表している決済比率等を参考に算出してください。 なお、試行導入のキャッシュレス決済比率（R5実績）は31.5%ですが、今回の導入拡大で各種申請の手引き等へ記載するとともに、広報等により県全域に周知を図り、キャッシュレス決済を推進することとしていますので、試行導入の実績より利用率が高くなると見込んでいます。
32	提案仕様書 別表 2 手数料等収納額	クレジットカード・電子マネー・QRコード決済の構成比についてはそれぞれ何割と考えられていますでしょうか。構成比によって提案料率が変わる為您教示いただけますと幸いです。	経済産業省が発表している決済比率等を参考に算出してください。 なお、試行導入の手段別構成比率（R5実績）はクレジットカード64.7%、電子マネー7.3%、QRコード28.0%ですが、本県の試行導入では、電子マネーはiD、QUICPayのみを導入し、交通系や流通系は導入していません。
33	様式 1 応募申込書	共同提案の場合は代表事業者分のみのご提出でよろしいでしょうか。それとも各事業者分取り揃えての提出が必要でしょうか。 また、押印は不要でしょうか。	募集要項別紙「応募図書の内容及び形式について」の「1 応募図書の提出物一覧」に記載のとおり、代表事業者のみ作成し、提出してください。 電話番号、メールアドレス（会社の代表番号、代表メールアドレスで可）の記載があれば、押印は不要

			です。
34	様式3 決済手数料単価表	消費税及び地方消費税別での記入についてご質問させていただきます。一部課税対象分の手数料(QRコード決済)がある場合、どのように記載すればよろしいでしょうか。	課税対象の手数料については、1.1で割り戻して記載してください。